

第七回 国会  
衆議院

# 内閣委員会建設委員会連合審査会議録第一号

(五〇八)

昭和二十五年三月二十九日(水曜日)

午後一時五十三分開議

出席委員

内閣委員会

委員長 鈴木 明良君

理事 江花 靜君

理事 奈良 治二君

理事 吉米地 義三君

理事 玉置 信一君

理事 松岡 駒吉君

理事 黒田 壽男君

建設委員会

委員長 淺利 三朗君

理事 内海 安吉君

理事 田中 角榮君

理事 大西 弘君

理事 瀬戸山 三男君

理事 西村 英一君

理事 前田 榮之助君

理事 増田 連也君

出席 国務大臣

国務大臣 増田 甲子七君

出席 府政委員

府政委員 小野 哲君

府政委員 高辻 正巳君

府政委員 高野 與作君

府政委員 中田 政美君

府政委員 龜井 浩君

府政委員 小関 紹夫君

府政委員 西畑 正倫君

府政委員 西畑 正倫君

府政委員 西畑 正倫君

府政委員 西畑 正倫君

府政委員 西畑 正倫君

府政委員 西畑 正倫君

府政委員 西畑 正倫君

府政委員 西畑 正倫君

府政委員 西畑 正倫君

府政委員 西畑 正倫君

建設委員会 田中 義一君  
会専門員

本日の会議に付した事件  
北海道開発法案(内閣提出第一二八号)

○鈴木委員長 これより内閣委員会建設委員会連合審査会を開会いたします。

内閣委員長であります私が委員長の職務を行います。本日の議題は北海道開発法案であります。まず政府の提案理由の説明を求め、次に質疑に入りたいと思ひます。地方自治政務次官小野哲君。

北海道開発法案

北海道開発法案

北海道開発法案

北海道開発法案

北海道開発法案

北海道開発法案

北海道開発法案

北海道開発法案

北海道開発法案

北海道開発法案

北海道開発法案

北海道開発法案

北海道開発法案

北海道開発法案

北海道開発法案

北海道開発法案

北海道開発法案

北海道開発法案

北海道開発法案

北海道開発法案

北海道開発法案

北海道開発法案

北海道開発法案

北海道開発法案

は、政令で定める。  
第三條 関係地方公共団体は、開発計画に關し、内閣に對して意見を申し出ることが出来る。

第四條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、総理府の外局として、北海道開発庁を設置する。

第五條 北海道開発庁の長は、北海道開発庁長官とし、国務大臣をもつて充てる。

第六條 北海道開発庁の所掌事務の範圍及び權限

第七條 北海道開発庁は、開発計画について調査し、及び立案し、並びにこれに基く事業の實施に關する事務の調整及び推進にあたる。

第八條 北海道開発庁に置かれる特別な職

第九條 北海道開発庁に、次長一人を置く。

第十條 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

第十一條 北海道開発庁に、參與十人以上を置き、庁務に參與させる。

第十二條 參與は、関係行政機関の職員のうちから、長官が命ずる。

第十三條 參與は、非常勤とする。

第十四條 北海道開発審議会

第十五條 北海道開発審議会に北海道開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第九條 審議会は、開発計画に關する重要事項について、調査審議し、その結果に基いて北海道開発庁長官に建議することが出来る。

第十條 審議会は、左に掲げる者のうち、内閣総理大臣が任命する委員二十人以上で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 五人

二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 三人

三 北海道知事

四 北海道議會議長

五 學識経験のある者 十人以上

委員の任期は、二年とする。但し、委員に欠員が生じた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることが出来る。

委員は、非常勤とする。

審議会の会長は、委員のうちから互選する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

会長は、会務を總理する。

第十七條中「行政管理局」を「行政管理局」に改める。

第十八條中「行政管理局」を「行政管理局」に改める。

第六條 前項に定めるものを除く外、審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

(職員)

第十一條 北海道開発庁に置かれる職員は、任用、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

(定員)

第十二條 北海道開発庁に置かれる職員は、別に法律で定める。

附則

一 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。但し、附則第三項の規定中總理府設置法(昭和二十四年法律第二十号)附則第五項及び第六項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

二 北海道開発庁は、第五條の規定にかかわらず、昭和二十五年年度において国の施行する北海道の開発に關する事業に關し、必要な事項を調査することが出来る。

三 總理府設置法の一部を次のように改正する。

第十七條中「行政管理局」を「行政管理局」に改める。

第十八條中「行政管理局」を「行政管理局」に改める。

第十九條中「行政管理局」を「行政管理局」に改める。

第二十條中「行政管理局」を「行政管理局」に改める。

改める。

附則第五項を附則第七項とし、附則第四項の次に次の二項を加える。

5 北海道における資源の総合的開発に関する施策を調査審議させるため、昭和二十五年六月一日まで、総理府の附屬機関として北海道総合開発審議会を置く。

6 前項の北海道総合開発審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、同項に定めるものを除くの外、政令で定める。

4 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一の総理府の項中「行政管理局」を「行政管理局」に改める。

○小野(哲)政府委員 北海道開発法案の提案理由及びその内容の概略を御説明いたします。

国民経済の復興と人口問題の解決とは、現在わが国が当面する緊急かつ重要な課題でありまして、そのために資源の開発を必要とすることは言うまでもないのでありますが、国土の狭小なわが国にとりましては、未開発資源の今なお豊富に存在する北海道を急速に開発することが国家的要請であると存するのであります。北海道の開発は明治の初年以來行われて来たものであります。四国の二倍に九州を加えた面積の地に、現在なお人口わずか四百万人を擁するにすぎず、その産業もおおむね原始的段階の域を脱していない状態にあるのであります。このような経済的後進地の開発は、総合的な計画のもとに経費を重点的に使用するものでなければ、十分な効果を期待できないのであります。

であります。現在北海道開発事業は、関係各行政機関が個別的に立案施行しているものでありまして、その間に総合性、統一性を欠き、北海道に投入される国の事業費の効率発揮上はなほ遺憾の点が多いのであります。これらの点にかんがみまして、政府は、国策として強力に北海道における資源の総合的な開発を行うことを緊急と考え、これに関する基本的事項を規定するため、本法案を提案することにいたしましたのであります。

次に法案の内容の概要を御説明いたします。第一條は、この法律の目的を規定してあるものであります。すなわちこの法律は、北海道における資源の総合的な開発に関する基本的事項を規定することを目的とする旨を規定してあるものであります。開発に関する基本的事項として、第二條以下に規定されている事項は、第一に北海道総合開発計画に関する事項、第二に北海道開発庁に関する事項、第三に北海道総合開発審議会に関する事項であります。

第二條及び第三條は北海道総合開発計画に関する規定であります。北海道総合開発計画とは、北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に開発するための計画をいふのであります。国は国民経済の復興及び人口問題の解決に寄與するため、北海道総合開発計画を樹立し、これに基く事業を昭和二十六年から実施する旨を規定し、国が国策として北海道の開発を強力に遂行する意図を明示したのであります。なお北海道開発計画は、国が樹立し、実施するのであります。これに關係地方公共団体の意向を十分に反映せしめる必要が

ありますので、關係地方公共団体が開発計画に關し、内閣に意見を申し出る事ができることとしたのであります。

第四條以下は、主として北海道開発庁に関する規定であります。北海道総合開発計画を樹立し、これを推進するためには、中央にこれを專管する強力な行政機関の存することを必要と考え、新たに総理府の外局として国務大臣を長とする北海道開発庁を設置することとしたのであります。

北海道開発庁は、北海道総合開発計画について調査立案する機関であります。同時に開発計画に基く事業の実施に關する關係行政機関の事務の調整及び推進に當る権限を有するものといたしております。

北海道総合開発計画は前述のように、昭和二十六年からの計画であります。北海道開発庁は、昭和二十五年年度においても国の執行する北海道の開発に關する事業に關し、必要な事項を調査することができるよう、附則に所要の規定を設けてあります。北海道開発庁には、長官の下に次長以下の常勤の職員が置かれますが、別に非常勤の職員十人以上が置かれることになつております。參與は關係行政機関の職員のうちから長官が命じ、庁務に參與させるものであります。これにより北海道開発庁の任務の遂行にあたり、關係行政機関との連絡協調につき遺憾なきを期せうとするものであります。

する必要があるもので、北海道開発庁に附屬機関として、北海道開発審議会を置くこととしたのであります。

北海道開発審議会は、両議院の議員、北海道知事、北海道議會議長、及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣の任命する委員二十人以上で組織することとし、北海道総合開発計画に關する重要事項について調査審議して、北海道開発庁長官に建議し、また北海道開発庁長官の諮問に應じて、調査審議することとしたのであります。

北海道の総合開発につきましては、事の重要性にかんがみ、すでにこの法律案の骨子等について、学識経験者の意見を聴くため、事実上の審議会が開催されておつたのであります。これは北海道開発庁が設置されずとも必要となるわけでありまして、しかし北海道開発庁は準備等の事情もあり、昭和二十五年六月一日から発足することとしたのであります。総理府の附屬機関たる北海道総合開発審議会とし、引き続き北海道の総合開発に關する事項を調査審議せしめ、北海道開発庁に引継ぐこととしたことを考え、これに關する規定を附則に設けたのであります。

以上をもつて、法案の提案理由及び内容の概略の説明といたします。何とぞ慎重御審議の上、可決せられるようお願いいたします。

○鈴木委員 これにて政府の提案理由の説明は終了いたしました。質疑の通告がありますからこれを許したいと存じます。内閣官房長官も間もなく見えます。その前に高辻連絡行政部長、地方自治行政次官小野君

に対して御質疑をされたいと思ひます。

○砂間委員 その前に関連して呼んでいただきたい人があります。本法案は建設省や経済安定本部等の所管にも關係するところがあると思ひますので、経済安定本部の高野建設局長及び建設省の政務次官の方でもけっこうだと思ひますが、両省の關係のありそうな係りの方に御出席をお願いしたいと思ひます。

○鈴木委員 承知いたしました。すぐ手配をいたします。深澤君。

○深澤委員 私の質問は官房長官にお伺いしたいことが大部分で、官房長官でなければ質問しても十分の御答弁は得られないと考えますから、官房長官がおいでになつてから質問いたします。

○浅利委員 ただいま提案の理由の説明は、地方自治庁の方がおやりになつたようですが、本来ならば、現在の各省設置法によれば、総合国土開発計画の大綱については安本でやり、また地方開発及びその計画は建設省が主管になつております。それが全然それらを離れて、地方自治庁から提案理由を説明された根拠をまずもつて伺いたいと思ひます。

○小野(哲)政府委員 ただいまの御質問に対してお答えを申し上げたいと存じます。実は本日は官房長官が出席して、提案の理由をもちろん説明いたさなければなりませんし、また質疑に対しては御承知の通りでございます。ただ所用のため出席が遅れておりますので、便宜官房長官からも、何かと御質疑等があつたならば、政務次官とい

う立場でお答えを申すようにも話を聞  
いておりました関係上、私出まして、  
時間の関係その他委員会の御運営の点  
からも考えまして、一応御説明を申し  
上げたような次第でございます。

なお仕事の関係から申しまして、こ  
の問題は北海道の自治体との関係等も  
ございまして、地方自治庁の権限から  
申しますと、この法律案を主管する  
というふうな形式的な問題よりも、北  
海道における開発計画を立てるような場  
合におきまして、いろいろ地方団体  
と政府との関係の連絡に当るものが、地  
方自治庁の役目にも相なつておるよう  
な関係もございまして、そういうふう  
な意味合いにおいて便宜私この法  
律案の進行、取運び等につきまして御  
関係を申し上げておるというわけでご  
ざいますので、御了承を賜りたいと思  
います。

○濫利委員 それは便宜主義から言え  
ばそうでありまして、現在各省設  
置法による権限が厳として存在してお  
る。地方自治庁においては国土の開発  
とか、地方の開発ということとは、その  
権限にはないにもかかわらず、地方自  
治の問題じやないものであります。政府  
がやるというのでありますから、政府  
次官というものは各省の政務次官であ  
つて国務大臣とはおのずからその立場  
が違ふと思う。でありますからそうい  
うことについて何かはつきりしない  
と思うのですが、おわかりにならないけ  
ばその程度でいいですけれども、あと  
で官房長官が見えてからお伺いたし  
ます。

○鈴木委員長 間もなく官房長官が見  
えますから、少々お待ちを願いたい  
と思います。――官房長官が見えられま

したから、質問を継続したいと思いま  
す。深澤義守君。

○深澤委員 北海道開発法が提案され  
たのであります。現在国土総合開発  
計画が問題になつておりました。本議  
会に對しまして、国土開発法が提案  
されるというのを聞いていますのであ  
りまして、当然に現在の荒廃せる日本  
の国土を総合的に開発するところの  
大計画が立てられると思うのでありま  
すが、その一環として当然北海道開  
発計画というものが考えられるべきだ  
と思ひます。しかるにこの国土開発法  
の方は、まだその全貌が明らかにな  
つていないし、また国土開発法とい  
うものも本議院にまだ提案されて  
いない。そういう場合にただ北海道開  
発法のみが切り離されて提出されて来  
るということになりますれば、提案理  
由の中にもありますように、従来北海  
道開発というものをとく関係行政  
機関が個別的にやつておつた。だから  
それを総合的に統一性を持たせるため  
に、こういう法案をつくるのだ。こう  
いうことが提案理由にあるのでありま  
すが、北海道開発法については総合的統  
一性が出て参りました。国家全体とし  
ての総合的統一の開発法というこ  
とは、国土開発法が確立されない限り  
はできないのであります。そういうよ  
うな関係においてわれわれはまず国土  
総合開発計画というものが樹立せら  
れて、その一環として北海道開発が初  
めて考えられなければならないという  
ふうに考へておるのであります。その  
点について一体国土総合開発計画とい  
うものについてはどういう構想を持  
つておられるのか、そして国土開発法と  
いうものを本国会に提出する準備があ

るのかどうか、またそれとの関連にお  
いて北海道開発というものをどうい  
うふうに考へられているのか、その点に  
ついての御説明を願ひたいと思いま  
す。

○増田国務大臣 深澤さんにお答え  
いたします。北海道はもとより国家全体  
の開発計画の一環としてこれを開発す  
る必要があることは、御説の通りであ  
ります。しかしながら提案理由等にお  
いても、建設委員の方は御出席がな  
かつたかと思ひますが、内閣委員会にお  
ける提案理由の御説明で詳細に申し上  
げましたごとく、北海道はどつちかと  
いいますと、あるいは言葉は当らない  
かもしれませんが、まだ未開発地であ  
る、あるいは半植民地ともいふべき  
ところである、こういうふうな考へられ  
るものであります。これは資源の開発の  
見地から申し上げるのであります。こ  
文化の方面とか、そういう意味合い  
から申し上げておるのではありません。  
結局北海道の資源の開発状況、あるいは  
は農業、あるいは水産業、あるいは河  
川改修関係、あるいは水力資源の開発  
の関係、あるいは港湾関係、いづれ  
からこれを観察いたしまして、まだ  
内地の開発の状況とはどうい比較に  
相ならない次第であります。すなわち  
北海道は特殊性を持つておると考へら  
れる次第であります。そこで、もとよ  
り御説のごとく、国土全体に対する総  
合開発計画の一環として北海道の開発  
計画があるべきことは、政府において  
も承知いたしております。しかしなが  
ら特殊性もございまして、熊模も非  
常に違ひます。それでございまして  
は、北海道の開発計画につきまして  
は、特別の庁を設けまして、もつぱら

北海道の総合開発を、各種の見地から  
調和のとれた計画を樹立する。しこ  
うしてこの樹立された計画は、関係各省  
庁をして執行せしめるといふことが少  
し違ひ点であります。近く提案せんと  
する総合国土開発法は、まだ立法化さ  
れる域には達していませんが、外貌  
だけを申し上げますと、開発審議会と  
いふものを設けまして、そして開発審  
議会において朝野の学識経験者の御参  
集を願つて、国土全体の総合開発計画  
を樹立いたします。樹立いたしました場合  
にどうするかといふことは、これを政  
府に勧告をする。そして政府がもとよ  
りこれを十二分に尊重すべきではござ  
います。北海道の開発計画と違ふ  
ところは、北海道開発庁が樹立した北  
海道開発計画は、そのまゝ関係各省庁  
に執行してもらわなくてはならぬ。こ  
うい建前に相なつておる次第であ  
ります。その点が多少違ひます。

それからもう一つ申し上げますと、  
北海道につきましては、昔からあそこ  
にございする総合開発委員会とい  
うものが熱心に勉強いたしまして、総合  
開発計画ができて上つております。もと  
よりこれは皆様の御検討を願わなくては  
なりませんし、来るべき北海道開発庁  
においても十分御審議願わなくてはな  
らぬのでございするが、その素材が  
できております。

それからもう一つ違ふところは、北  
海道につきましては、御承知の通り国  
費と地方費との関係が、種々按配は違  
ひますが、とにかく多額の国費が投下  
されております。現に建設省あるいは  
農林省あるいは通産省といつた各種の  
省庁において、おの／＼自分の最善と  
信ずるところに従つて多額の国費を使

用いたしております。せつ／＼多額の  
国費を北海道開発のために使用してい  
るのであるから、相互の連関性、調和  
性を持つて、北海道を総合的に開発い  
たい。現に事業費として多額の国費  
が使用されておりますから、この使  
用を効率的ならしめたいという点は、  
内地全体の総合国土開発とはよほど性  
質の違つた形になるのではないかと、こ  
う考へておる次第であります。

○深澤委員 国土総合開発の実施にあ  
たりましては、多額の予算も計上され  
なければならぬと思ひます。しかし今  
日の国家財政面から申しまして、おの  
ずから限度があるわけでありまして、そ  
ういふ見地から考へてみましても、全  
体的な国家の総合開発の一部分として  
北海道が当然取上げらるべき問題であ  
ると考へます。日本の国土といしま  
しても、北海道のみでなく、まだ日本  
全体として非常に未開発の地方が多い  
わけでありまして、この特殊性を強調  
いたしますならば、北海道のみにとどま  
らず、各地にそういう問題があるわけ  
であります。従つて国土総合開発計画  
の一部分として初めて北海道の開発が  
考へられ、あるいは予算の按分もでき  
るということになると思ふのでありま  
すが、それをまだ国土総合開発の計画  
が具体的にいつていない段階におい  
て、北海道のみを先走つてこういう具  
体的な措置を講ずるといふことは、国  
家の総合開発の統一性と総合性を欠く  
という結果になると考へるのでありま  
す。この点についてもわれ／＼は了解  
しかねるのであります。予算関係から  
言つても、あるいは日本の全国的な未  
開発状態から言つても、北海道が特に  
そういう特殊性を強調するべき性質の

ものでないというようにわれ／＼は考  
えるが、その点についてお伺いいたし  
たい。

○増田國務大臣　深澤さんにお答えいたします。北海道のみが先走つてゐるという点だけはわれ／＼は違つた見解があるわけでありませう。むしろわれ／＼の考えをいたしましては、また自由党の考えをいたしてもそうでございませうが、北海道は終戦後において日本に残されたただ一つの宝庫である。御承知のごとく四つの島にわれ／＼が平和にして民主的な生活をなすことを許されるのでありまして、それ以外においては許されないであります。しかも明治二十七年までは北海道は開拓使その他を置きまして、特別の役所を置きました。北海道の開墾に非常な力を入れた次第であります。しかしながら日清戦争後におきましては、海外発展といふようなことに最も力を入れた次第でありまして、北海道はどつちかかうな状況に置かれておつた次第であります。ところが終戦後日本には一つの條約が下されまして、御承知の四つの島の中で生きて行かなくちやならぬ。それで北海道は大観いたしました。私が先ほど申し上げましたように、確かに特殊性があります。もとより内地におきましても、たとえば東北のごとき未開発の地がたくさんあります。先般東北庁というようなものの置かれたものでありまして、北海道の特殊性はよほど違つておるといふような意味合いかから、ほんとうは終戦直後われ／＼は北海道開発のために特殊な役所が必要に

やないかというように考えた次第であります。先ほど自由党の考えと申し上げましたが、それが全般の自由黨員を含む意味でありましたならば、自由党の一部というふうに訂正しておきます。そこでわれ／＼はそういう考えを持つたのでありまして、今日は遅きに失しないとは言いがらしかも知れない。北海道のみが先走つたとは考えておりません。内地全体の総合開発も、

もとより終戦後四つの島の上に安寧なる生活を送ることがわれ／＼の受けてゐる制約でありますから、未開発資源その他は十分に科学的に計画的にこれを開発して、その府県民の安寧に寄與するとともに、全国八千万の人民の繁榮のために寄與しなくてはならない。そこで政府もこれと連関しまして、これだけを出して先走らせたくないという意見は深澤さんと同意見であります。でありますから、国土開発審議会を中心とする総合国土開発法というものを今起案しております。関係各庁との間において意見がまだ完全に一致しませんが、日ならずして結論を得ると思ひます。両者相互連関、相関性を持つておる次第でありますから、相関関係において十二分に御審議を願いたい、こう存ずる次第でございます。

○深澤委員 今官房長官が言われたように、国土総合開発の立案が今なされておる。そうして科学的に、具体的にこの計画を立てまして、国会に提出するということのような答弁があつたのであります。それが、それと関連して、それと見合せて、本法案が論議されることによつて、国土総合開発の一環として、この北海道の開発が、どういうぐあいに

処理されるかどうかが初めてはつきりして参りました。審議できるわけなのであります。ところが部分としての北海道開港法だけを先に出して来て、まだあの方は立案中であるということに對しては、われ／＼は国土総合開発の見地からいつて、この審議を進めることはなほだ先走つたやり方であるというぐあい考えておるわけであります。

なほその次にお聞きしたいことは、この開発法の内容を検討いたしますと、第二條に、國民經濟の復興及び人口問題の解決に寄與するためにやるののだということになっておりますが、もちろん今日國民經濟の復興、人口問題の解決は重要であります。一体國民經濟の復興、人口問題の解決という見地から、この北海道の開発計画を行うことによつてどれだけの寄與ができるかかという、その具体的な計画がごありになつたら、具体的にひとつ御説明願ひたい。

○増田国務大臣 お答え申し上げま  
す。まず第一の御質問にお答え申し上げま  
すが、従来は北海道拓殖費という  
ものがございまして、これは北海道  
庁の、自治団体としての北海道の使つ  
ておる金よりも、従来はずっと多かつ  
たのでございます。最近はその振合  
いが少しかわつて参りましたが、そのく  
らいに毎年々々多額の北海道拓殖費を  
投下しておつた。そうして北海道の開  
発をして、内地を含む八千万の国民生  
活の安定向上に資しておつた次第であ  
りまして、これらの拓殖費は、今費目  
は拓殖費とはなつておりませんが、き  
わめて多額でございまして、こういう  
ような多額の費用をやはり合理的、科

学的に各省庁の間に於いて総合性、和性のある使い方をしたい。これはもう現実の問題が起きておるのであります。そういう意味合いから北海道開拓庁がまず存在することが必要であるというふうに考えた次第であります。

それから第二に北海道全体の総合開発は、終戦後においては飛躍的にこれを開発する必要がある。そこで北海道全体の総合開発計画を樹立するために、北海道開発庁を設けんとする次第でございます。しからば北海道はどんなにございます。開発計画を持つておるかということの御質問にお答え申し上げます。これは実は北海道総合開発計画書というごく素案のまた素案でございますが、今やこういうような案をつくつていらつしやる府県は相当多いのであります。たとえは栃木県のごときは、なか／＼りつばな案ができております。自分のことを申してはなはだ恐縮でございますが、私が北海道に終戦後半年目に参りましたときに、北海道が日本に残されたただ一つのホープになつておる。そこで北海道総合開発計画を樹立しなくてはならぬというわけで、朝野の名士、内地の方も含む朝野の学識経験者

上げない方がよろしい、こういうふう  
に考へてゐる次第でございますが、な  
もかくも北海道はスイスやデンマー  
クの二倍もある。しかも緯度等におき  
ましては、デンマークなどよりも氣候が  
よいといふようなことを關係大臣など  
にも今でも申し上げておきまして、昔、北  
海道の開発をしてくださったケブロン  
博士だとか、あるいはクラーク博士だ  
とかも、そう言つておつたそうであり  
ますが、明治二十七年以來とかく外国  
に眼が向いて行つたものでありますか  
ら、あまり北海道に賦存する資源の開  
発を怠つておつた關係で、北海道はろ  
くに受入れができないという見方をす  
る方もありますが、私どもの見たところ  
は、北海道はまるで大陸みたいなもの  
である。内地は比較的に開發されて  
おるといふことにすれば、北海道は大  
陸みたいなものであるといふような印  
象を持つておりまして、ここを開發す  
ることによつて、日本はほんとうに平  
和主義的な發展ができるのだというこ  
とを、私も多少の経験を持つた立場か  
ら、確信をもつて申し上げ得る次第で  
ございます。

○深澤委員　この開発計画の具体的な施策については、土地、水面、山林、鉱物、電力というような問題があげられておるのでありますが、これをどうするかということについては、何ら具體的な方針がなく、あけてそれを政令にまかせるというようなことが第二條の第二項によつて規定されておるのであります、そういたしますと、ただ北海道の総合開発という一つの言葉によつて、国会はこれを承認し、その具體的な施策については、あけて政令

にこれを譲つてしまふというふうな結果になりますと、国会はその具体的な総合開発計画というものを何らつかむことなく、これを政令にまかしてしまふという結果になるように、この法案ができておるわけでありまして、これはわれわれは不満でありまして、一体そうした土地、水面、山林、鉱物、電力等をどういふぐあいに総合的に具体的に開発するのか、その基本的なものを一応国会において具体的に審議し、それを今後の行政にまかせるというものでなければならぬのであります。この法案によりまして、一切これを政令にまかせることになつておるのであります。この点についての考えをお伺いしたいと思います。

○増田国務大臣 深澤さんにお答え申し上げます。この範囲については政令で定めるといふことは、資源の範囲を政令で定めるといふことなのでございまして、資源は幾つもあげてあります。まだあげきれない資源もあるかもしれぬから、そういうときの場合にその範囲は政令で定めると書いただけであります。いわゆる委任立法でも何でもないのでございまして、もとより範囲を定める意味では委任立法でございまして、計画はこの法律に基いて立てます。だから計画が政令で委任されたわけではありせん。そこでわれわれは、土地と言へば、ほとんど開拓も何も一切含む、あるいは道路なども含むことになると思ひます。たとえば道路計画を立てるといふ場合には、資源とは何ぞや、ここに土地と書いてあるから、土地の中に道路を含むであらうというふうなことになると思ひます。水面と言へば、たとえば漁業の近海漁業、あるいは遠洋漁業まで含むかどうかと、いつたようなことも、実は疑問になるかもしれぬと思ひまして、その範囲は政令で定めると書いただけであります。計画自身は、この法律に基いて計画をつくるのであります。計画が政令にゆだねられたわけではないのであります。

○深澤委員 もしこの法律が成立したとした場合に、各種の開発計画あるいは事業等も行われるのであります。その場合において、既存の産業との関係が一体どういふぐあになつて行くのか。かつて明治初年において、最初は国営で行つたが、それをいよいよ拂い下げるという問題で、相当に大きな問題が起つたやうであります。そうした問題も当然この法律施行にあつて、また今後の問題として起つて来る可能性があるのであります。この開発計画と既存の産業との関係をどういふぐあいに調節されるのか、その点を伺ひたい。

○増田国務大臣 おそらくこの計画は理想的な計画といふと、これは計画の草案の草案のまた草案みたいなものでございまして、こういうふうなもの、おそろく今度は草案として、計画としてでございと思ひます。その場合に、たとえば御指摘の伐木事業であります。年々あの辺では千五百万石ばかり伐木しております。それが伐木関係を根本的の森林資源開発計画として、今度は千八百万石伐木の方によるらしい。そのかわり植林をこれ／＼するといふような計画に相なつたといふしますと、予算はやはり農林省で請求することになります。木を切ります費用は農林省で請求する。今度は木を売

る費用は歳出の部に立てられます。が大蔵省へ持つて行きますと、計画は千八百万石かもしれないが、毎年毎年、深澤さんの御指摘の、現在存在している伐木事業が千五百万石である。そう一ぺんに飛び上つても困るから千六百万石ぐらいにしてほしいといふやうなことで、計画と実行とは必ずしも私どもは一致しなくてはならぬといふことはなかつておられます。計画は計画でありまして、計画に近い予算が拓殖費関係として組まれることはもとより予想しておりますが、やはり予算の許す限度において計画を実行して行くといふことになりまして、既存の事業といつたしましては、現在北海道の拓殖関係が四十六億の金を使つておりますが、この事業はふえても減ることはない、こう思つております。

○深澤委員 それから北海道開発庁といふものが六月一日から設置されることになるのであります。予算を見てもその予算といふものが計上されていぬ、あるいは設置法の場合を見ても、それがまだ具体的に決定されていぬわけでありまして、その予算と、それからこの設置法との関係はどういうぐあいに解決されるやうとしておるのか。六月一日から施行することになりますれば、当然二十五年度予算の中にこの予算が組まれていなければならぬのであります。これが組まれていない、これは追加予算を計上してやるのか、どういふことになつておるか、その点を伺ひたい。

○増田国務大臣 北海道開発庁の設置は、御指摘のごとく六月一日にこれを設置したいと思つております。しかし、こうして予算の設けがないではないか

という御質問も一応ごもつとも御質問であります。ところで昭和二十五年年度予算に、現在閣議決定を基礎として北海道総合開発審議会というものが設けられております。この審議会の費用として八百余万円を計上いたしてあります。この八百余万円をそのまま移用いたしたい、こう考えておられます。皆さんの議決にかかる八百余万円の範囲内で開発庁の仕事はまかなつて参りたい、こう考えております。

○深澤委員 最後に伺ひたいことは、この北海道の開発計画の中に、将来特定の国の軍事基地化とか、あるいは軍需工業とかといふようなものが計画されてゐるのではないかと、いふやうなこともわれ／＼は考えるわけでありまして、あくまで開発計画は平和産業の拡大といふ見地に立つて行われるべきが当然であります。そういう軍事基地化の計画が、この開発計画の中に予定されてゐるのかどうか、その点を伺ひたい。

○増田国務大臣 深澤さんの今までの御質問はなか／＼御勉強の御質問のやうであります。今の御質問は非常に解せないものであります。かかる荒唐無稽に近いことは頭考えておりません。

○鈴木委員長 内海安吉君。○内海委員 ただいま建設委員として深沢君の質問に対する増田官房長官の御答弁によつて、大体この北海道開発法の内容は了解することができたのであります。私はさらに二、三点について長官に承つてみたいと思ひます。われ／＼戦後日本経済を復興して、一元的に日本の資源を開発するために、行政の面におきまして、あるいは

は資源の開発の面におきまして、一貫性のある計画を持つて立たなければならぬと思つております。この原則を離れて私は経済の安定とか、産業の復興といふことは論じ得られないと思ふのであります。総合的一貫性がなければならぬ、この原則が一地域についてのみ行われても、他地方の密接な経済的関連性を有するものが等閑に付されて、特殊性を有するからといふ言葉のもとに、これを單獨に北海道開発法のみを提出されるというところは、どうかと考えられるのであります。ことに官房長官は、安本あるいは建設省その他内閣等において立案せられたところの総合国土開発法なるものを今国会に提出しようといふ御意思があると承つております。しかるにもかかわらずこの基本法である総合国土開発法をあとにして、この基本法によつて生るべきところの子供が先に国会に提出されるというところに矛盾があるのではないかと、この点について明快な御答弁を得たいと思ひます。

○増田国務大臣 内海さんにお答え申し上げます。御指摘の点はごもつともでございます。しかしながら先ほど深澤君にもお答え申し上げた通り、政府においては相当多額の拓殖費を昔から北海道に毎年々々使用いたしておるものであります。これらの拓殖費を科学的に総合的に調和のある使い方をしたい。たとえて申しますと、例は悪いかもしれませんが、あるいは内地にも適用されることもありませんけれども、石狩川なら石狩川の流域についての開発をするといふ場合に、河川改修もつとも北海道の河川は内地の河川と違ひまして、ろくな改修はして

は資源の開発の面におきまして、一貫性のある計画を持つて立たなければならぬと思つております。この原則を離れて私は経済の安定とか、産業の復興といふことは論じ得られないと思ふのであります。総合的一貫性がなければならぬ、この原則が一地域についてのみ行われても、他地方の密接な経済的関連性を有するものが等閑に付されて、特殊性を有するからといふ言葉のもとに、これを單獨に北海道開発法のみを提出されるというところは、どうかと考えられるのであります。ことに官房長官は、安本あるいは建設省その他内閣等において立案せられたところの総合国土開発法なるものを今国会に提出しようといふ御意思があると承つております。しかるにもかかわらずこの基本法である総合国土開発法をあとにして、この基本法によつて生るべきところの子供が先に国会に提出されるというところに矛盾があるのではないかと、この点について明快な御答弁を得たいと思ひます。

○増田国務大臣 内海さんにお答え申し上げます。御指摘の点はごもつともでございます。しかしながら先ほど深澤君にもお答え申し上げた通り、政府においては相当多額の拓殖費を昔から北海道に毎年々々使用いたしておるものであります。これらの拓殖費を科学的に総合的に調和のある使い方をしたい。たとえて申しますと、例は悪いかもしれませんが、あるいは内地にも適用されることもありませんけれども、石狩川なら石狩川の流域についての開発をするといふ場合に、河川改修もつとも北海道の河川は内地の河川と違ひまして、ろくな改修はして

は資源の開発の面におきまして、一貫性のある計画を持つて立たなければならぬと思つております。この原則を離れて私は経済の安定とか、産業の復興といふことは論じ得られないと思ふのであります。総合的一貫性がなければならぬ、この原則が一地域についてのみ行われても、他地方の密接な経済的関連性を有するものが等閑に付されて、特殊性を有するからといふ言葉のもとに、これを單獨に北海道開発法のみを提出されるというところは、どうかと考えられるのであります。ことに官房長官は、安本あるいは建設省その他内閣等において立案せられたところの総合国土開発法なるものを今国会に提出しようといふ御意思があると承つております。しかるにもかかわらずこの基本法である総合国土開発法をあとにして、この基本法によつて生るべきところの子供が先に国会に提出されるというところに矛盾があるのではないかと、この点について明快な御答弁を得たいと思ひます。

は資源の開発の面におきまして、一貫性のある計画を持つて立たなければならぬと思つております。この原則を離れて私は経済の安定とか、産業の復興といふことは論じ得られないと思ふのであります。総合的一貫性がなければならぬ、この原則が一地域についてのみ行われても、他地方の密接な経済的関連性を有するものが等閑に付されて、特殊性を有するからといふ言葉のもとに、これを單獨に北海道開発法のみを提出されるというところは、どうかと考えられるのであります。ことに官房長官は、安本あるいは建設省その他内閣等において立案せられたところの総合国土開発法なるものを今国会に提出しようといふ御意思があると承つております。しかるにもかかわらずこの基本法である総合国土開発法をあとにして、この基本法によつて生るべきところの子供が先に国会に提出されるというところに矛盾があるのではないかと、この点について明快な御答弁を得たいと思ひます。

○増田国務大臣 内海さんにお答え申し上げます。御指摘の点はごもつともでございます。しかしながら先ほど深澤君にもお答え申し上げた通り、政府においては相当多額の拓殖費を昔から北海道に毎年々々使用いたしておるものであります。これらの拓殖費を科学的に総合的に調和のある使い方をしたい。たとえて申しますと、例は悪いかもしれませんが、あるいは内地にも適用されることもありませんけれども、石狩川なら石狩川の流域についての開発をするといふ場合に、河川改修もつとも北海道の河川は内地の河川と違ひまして、ろくな改修はして

は資源の開発の面におきまして、一貫性のある計画を持つて立たなければならぬと思つております。この原則を離れて私は経済の安定とか、産業の復興といふことは論じ得られないと思ふのであります。総合的一貫性がなければならぬ、この原則が一地域についてのみ行われても、他地方の密接な経済的関連性を有するものが等閑に付されて、特殊性を有するからといふ言葉のもとに、これを單獨に北海道開発法のみを提出されるというところは、どうかと考えられるのであります。ことに官房長官は、安本あるいは建設省その他内閣等において立案せられたところの総合国土開発法なるものを今国会に提出しようといふ御意思があると承つております。しかるにもかかわらずこの基本法である総合国土開発法をあとにして、この基本法によつて生るべきところの子供が先に国会に提出されるというところに矛盾があるのではないかと、この点について明快な御答弁を得たいと思ひます。

は資源の開発の面におきまして、一貫性のある計画を持つて立たなければならぬと思つております。この原則を離れて私は経済の安定とか、産業の復興といふことは論じ得られないと思ふのであります。総合的一貫性がなければならぬ、この原則が一地域についてのみ行われても、他地方の密接な経済的関連性を有するものが等閑に付されて、特殊性を有するからといふ言葉のもとに、これを單獨に北海道開発法のみを提出されるというところは、どうかと考えられるのであります。ことに官房長官は、安本あるいは建設省その他内閣等において立案せられたところの総合国土開発法なるものを今国会に提出しようといふ御意思があると承つております。しかるにもかかわらずこの基本法である総合国土開発法をあとにして、この基本法によつて生るべきところの子供が先に国会に提出されるというところに矛盾があるのではないかと、この点について明快な御答弁を得たいと思ひます。

は資源の開発の面におきまして、一貫性のある計画を持つて立たなければならぬと思つております。この原則を離れて私は経済の安定とか、産業の復興といふことは論じ得られないと思ふのであります。総合的一貫性がなければならぬ、この原則が一地域についてのみ行われても、他地方の密接な経済的関連性を有するものが等閑に付されて、特殊性を有するからといふ言葉のもとに、これを單獨に北海道開発法のみを提出されるというところは、どうかと考えられるのであります。ことに官房長官は、安本あるいは建設省その他内閣等において立案せられたところの総合国土開発法なるものを今国会に提出しようといふ御意思があると承つております。しかるにもかかわらずこの基本法である総合国土開発法をあとにして、この基本法によつて生るべきところの子供が先に国会に提出されるというところに矛盾があるのではないかと、この点について明快な御答弁を得たいと思ひます。





○高野政府委員 安本といたしましては、国土開発の計画につきましては、現在の安本の私どもの所管の中の重要な部分を占めております。この開発庁ができましたら、日本全体の開発計画につきましては、各地域別の計画を総合したもの、安本で立てて、そうして公共事業計画に資して行かなければならぬことは、現在もわかりがたいと思っております。

○内海委員 最後に増田官房長官にもう一応承つておきたいのは、先ほど来問題となつておる総合国土開発法案なるものを、一体本国会に提出される確たる御決心ありやいなや、この点をちよつとお聞きしたいと思つております。

○増田國務大臣 総合国土開発法案はせつかく準備中でありまして、本国会にぜひ提出したいと思つておられますし、また確信を持つておるものでございます。

○内海委員 この問題に対して、せつかく建設省からもお見えになつておりますから、建設省の中田次官にお尋ねいたします。北海道といへば内務省以来非常な関心を持つて研究され、また河川、港湾あるいは道路といった面から、いろいろと関心の深いところなのであります。この開発に対してどういう御見解を持つておられるか、あるいは抱負なりありましたらばこの機会に簡明率直にひとつお聞かせ願ひたいと思つております。

○中田政府委員 北海道開発の重要性なり、国策として最も重点を指向せなければならぬ点につきましては、先刻来増田官房長官からお答えになつた通りでございます。われ／＼国土計画あるいは地方計画に關與いたしております

者といつたとしても、北海道の開発が、わが国の各地方の地方計画の上に、おいても、最も重要視される一つであるという点については申すまでもないところであります。これをどこまでも推進して行くことについては、官房長官の御答弁の通りであります。ただ地方計画の一つである北海道だけを、單行の法律で出すという点についてはどう考へるかという点については、若干の問題があるかも知れませんが、しかしこれも国策として北海道が歴史的にもまた自然環境的にも一つのまとまりがあつて、しかも非常にそのウェイトが高い、あるいは範囲も莫大であり、あるいはまた國費の支出も非常に高額に上つておるという点を総合して、たゞしめて、これを一つの題材として取上げて、内閣にあるいはその行政機関を設け、あるいはまた新機關を設けることも一つの政策の取り方によつて必要なことではないかと、現内閣において北海道開発法という單獨法を出すことも、そういう政策の取上げ方によつては、これは必要なことではないかと考へるわけでございます。ただ全体の地方計画が、これによつて等閑にされないことは、もちろん官房長官のおつしやる通りであります。ただいま御答弁になりましたように、総合国土開発法というわが国全体の地方計画なり、国土計画の見地から、この北海道開発法と調和を保つようには、今後に残された重要な観点であると思つております。

○鈴木委員 次は木村君。  
○木村(榮)委員 二、三点お尋ねしたいと思つております。  
北海道開発法というものは、第三條

でこの開発法である。あと第四條からは国家行政組織法に基いた、いわゆる總理府の外局である北海道開発庁を設置する法律案だと思つておられます。ところでそういう一つの観点からこれを見ますと、おかしいと思つておられる。一條から三條までのわずかの中で、非常に重大なことが規定されておる。たとえば第二條に、「國民經濟の復興」云々と書いてある。そうして「これに基く事業を昭和二十六年から当該事業に關する法律(これに基く命令を含む。)」の規定に従ひ、実施するものとす。」「こうなつておられますが、國が総合計画を立てます場合は、一体どのような機構でこれをやるか、国会に何かまた別の法案が出て来て、それを審議して、決定してお出しになるのかどうか、この点を明確にしておきたいと思つております。

○増田國務大臣 第二條の第一項に關する御質問にお答え申し上げます。計を樹立いたしました。あと実施する場合に、当該事業に關する法律の規定に従ひ、実施する。現在既存の法律が相當であるのでありまして、既存の法律並びにこれに基く命令に従つて港湾なら港湾の建設をし、道路なら道路の改修をする、こういうわけでありまして、

○木村(榮)委員 そういたしますと、第三條に「關係地方公共団体は、開発計画に關し、内閣に対して意見を申し出ることが出来る。」となつておる。大体この開発法の全貌はこれだけであつて、あとは開発庁というものの行政組織といつたもののおおなものだと思つておられますが、そういういたしますと、第四條に、国家行政組織法云々と書いて、

北海道開発庁を置くというものは、大体どういふふうになるのですか。国家行政組織法から行きますと、こういう行政組織法から行きますと、こういう行政組織法から行きますと、こういう行政組織法から行きますと、

○増田國務大臣 木村さんは二つ法律をつくつて、一方を設置法とせよといつたような御意見と拜聴してお答え申し上げます。法は立て方は各種の方法があるものでありまして、われ／＼は開発法というものは主として開発に力を入れますから、開発法という名称で出しました。もとより設置に關する法律は御指摘の第四條以下にある次第でございます。これは立法技術の關係でございます。

○木村(榮)委員 そういたしますと、私がさつき申し上げました第三條では「關係地方公共団体は、開発計画に關し、内閣に対して意見を申し出ることが出来る。」となつておる。一方今度は国家行政組織法によつてできました開発庁の中には、第十條で「審議会は、左に掲げる者につき、内閣總理大臣が任命する委員二十人以上以内で組織する。」

うなつて、衆議院から五名、參議院から三名、北海道知事、北海道の議会の議長、學識経験ある者十名以内となつておるわけなんです。これをこのまま読んで行きますと、關係地方公共団体は、この計画に対しては内閣に対して直接意見を申し出るから、地方の方に付屬しました審議会は一向大したものじゃない。ただ北海道開発庁の中における諮問に應ずるといつたようなことになつておるわけなんです。これは一体どういふことになるのですか。

○増田國務大臣 お答え申し上げます。意見を申し上げることが出来るのは地方公共団体でありまして、主として地方自治団体——道である。こう思つておられます。しかしながらたゞしばしば帯広市とかあるいは旭川市という重要な公共団体はもとより意見を具し得るわけでありまして、審議会の構成メンバーの中に明瞭にうたつてあるのは、御指摘のごとく北海道知事、北海道會議長であります。事はやはり自治体である北海道に非常な關係が深いからであります。第三條もそうでありまして、第十條もそうであります。この開発計画について計画を樹立し、また執行するのが北海道開発庁であり關係各省、すなわち農林省であり建設省でありその他の省であります。しかし自治団体である道と非常に關係が深いから特に道知事と道會議長をあげました。しかし第三條の關係地方公共団体は道のみを含んでおりません。道とその他關係公共団体、市町村も含む趣旨であります。

それからもう一つ、審議会は一方は

意見を申し出ることができる、一方は建議だけである。こういうことを言われませんが、もとより建議も、あるいは各種の答申もいたします。要するに意見を申し出ることができると言つたのは、私どもは建議だとかあるいは諮問に應ずる答申と同じように考える。最もこれを尊重し、国土総合、北海道開発計画の上にこれを具現化する必要がある、こう考えております。

○木村(衆)委員 そこでこの第十條に規定されました審議会は、国家行政組織法の第八條の規定によつて置かれたと思うのですが、この国家行政組織法の第八條によつて置かれます審議会と、そうではない普通一般のこの行政機関にはないところの審議会とは性格がやや異なると思います。従つて行政機関におきます審議会の場合は、どのような性格のものでなければならぬかという点が明確にならなければいかぬと思いますが、その点の御意見を承つておきたいと思ひます。

○増田(閣)大臣 いずれの審議会でも性質は同じであると思つております。すなわち執行機関であるかないか、執行審議会でないにアドバイザリー・コミティーとコンセキユティー・コミティーの二つのコミティーがあります。そのうち事業を執行する公正取引委員会、公安委員会とは違つて、諮問に應じて積極的に建議をし、あるいは答申をする、いずれも行政的の性質は諮問委員会が持つております。

○木村(衆)委員 そういふ諮問委員会だといふと、国家行政組織法第八條の規定に基いてできました審議会の中へ両院の議員が出て来るということ、私はたといそれが諮問的なもの

であつたとしても立法府である關係上少々おかしいのではないか。このことは国家行政組織法ができましたときに相当問題になつて、国家行政機関の付属機関として置く審議会または協議会には、原則として国会議員は出さなないという答弁をはつきりしてあつたと思ひます。従つて今まではたくさん行政機関の中に置かれました審議会あるいは協議会というものは、国会議員は出ていなかつたと思ひます。ただこの行政機関を離れた、たとえば社会保障制度審議会あるいは米価審議会といふたようなものには、国会議員も出たと思ふのですが、そのほかの審議会にはほとんど出ていない。こういうふうには私は記憶しておるわけでありすが、今度は相当重大な問題であるから出した、こういうことになると思ひますが、しかしこれは相当誤解を招く危険性があると思ひます。そういう点については大体どのようなお考えでございませうか。

○増田(閣)大臣 御趣旨はよくわかりましたが、しかし法律で例外を定めることはまだできるわけでありまして、その法律としての例外で国会議員が既存の諮問委員会の委員を兼ねておる事案もあるでございします。

○木村(衆)委員 国家行政組織法に基いてこの外局をこしらえて出します場合には、私は当然これは定員法の改正法律案ともに出すべきものだと思つております。しかしこれがまだ出ていないのは私どももおかしいと思ふのですが、それについてひとつ御意見を伺いたい。

○増田(閣)大臣 不日定員法の改正を提案するつもりでございします。

○木村(衆)委員 それはあとからおつつけ出るでしょうが、さつきの委員の方から御質問があつたように、行政簡素化とかあるいは行政整理とか盛んにやつておる時代に、こういうつた外局がまたできる。この中においてどのような部課ができ、あるいは定員を持つておるかというところは、やはりこれを審議いたします場合においても相当重大な問題である。少くとも今の段階においてははこの新たな定員法ともに出すのが政府としては最もまじめな申しさしでしょうか、納得の行くと思ひます。それから、方法と申すのは、それを出すが、ひとつさつそく出すわけに行きませんか。

○増田(閣)大臣 さつそく提案するようには努力いたします。

○木村(衆)委員 これは昨年の十一月に私どもの党の池田雄雄君が質問書を出しておる。その内容は国土総合開発のために外資導入を行う意思はないか、こつちののに対して政府は、国土総合開発は何分多大な資金を必要とするので、一部に外資導入ができればことにけつこうだと思ふ、こういうふうには御答弁なさつておるわけでありすが、そこで御説明もあつたように、この北海道という相当大きな問題の開発にはむろん多額な開発のための経費がかかると思ふのですが、これに対して外資が入つて来る可能性はあるだけの、相当いい御計画の見込みがございませうか。

○増田(閣)大臣 今のところ考えておりません。

○木村(衆)委員 もう一つお尋ねしたい点は、たとえばさつき官房長官が答

弁なさつた場合に、大体国土総合開発のための計画は相当やつておる、こういう御答弁だつたわけなんです。その場合に今度は北海道開発庁というものが総理府の外局として行政管理局と二つになつた。今度出て来ますのは、たとえば国土開発庁といふたような名前だ。名前はどうでもいいのです。が、やはり総理府の外局としてできまうか、それともちよつと形態のかつたものでございませうか。

○増田(閣)大臣 現在考えておるのは総合国土開発法の中で内閣に国土開発審議会を置く、こういうことを考えております。しかし審議会の職能というものは、総合国土開発計画を樹立して政府に勧告する、これとはやや違つておるまい。

○木村(衆)委員 そうしますと、総理府の外局として行政管理局と並べて北海道開発庁といふものと二つになつたということ、北海道開発法の中の第四條によつて北海道開発法の中のものを設けることはさつき御答弁があつたのですがどうも納得が行かない。というのは第一條から第三條の規定がきつめて抽象的で、これで行きますと北海道開発庁といふものは大体国が立てました北海道の総合的な開発計画をおもに実行する面の役所だ、こういうふうには解釈していいわけですか。

○増田(閣)大臣 開発計画を樹立して各省庁をして実行せしめる役所でありまして、それ自身事業官庁ではないのであります。

○木村(衆)委員 そうしますと第七條に書いてある參與といふのは、従つてこの各行政機関、たとえば農林省とか建設省とか、あるいはまた経済安定本

部といつたふうな機関の職員の中から出て来るわけなんですね。

○増田(閣)大臣 そうであります。大体において各省の次官ぐらゐが出て来られて、その省とこの開発庁との連絡をはかるといふことを考えておる次第であります。

○木村(衆)委員 そうしますと、參與は常勤ではないとしてあるわけだから、総合的にやる場合には、役所内に別にさつそく相談するような会でもできるわけではありませうか。

○増田(閣)大臣 參與會議といふものを開きまして、各省の次官ぐらゐが出て参りまして、さうして農林省、建設省あるいは安本の副長官なら副長官といふ間で相談をいたしまして、調和のとれた計画を立てるといふようなことについて庁務に参画する、こう考えております。

○鈴木(衆)委員 次に鈴木義男君、述べたことと重複をいたすのでありますが、しかしわれわれはこの北海道の開発はまあ大事であります、これについて適當の処置をとることは賛成であります。従つてまた北海道開発庁及びその審議会というふうなものを設けることに異議はないのであります。が、審議会の構成の仕方について新憲法及び新国会法の下においては、旧憲法時代と違つて考えなければならぬのではないかと。衆議院議員あるいは参議院議員を審議会の構成に入れることは違法ではありませぬ。官房長官の言われる通り、法律で定めればできないことではないのであります。が、法律で定めることはおもしろくないことである。それが新憲法及び新国会法の精



神であるといわれ、は信ずるのでありまして、国権の最高機関として、北海道開発についても国会が最高の決定権を持たなければならぬ。しかるに行政機関の中に諮問機関として両院議員が参加して行くことは、やがて事業を実施する場合には法律をつくらなければならぬ。たとえば石狩川の流域の開発であるとか、泥炭地の開発であるとか、そういう法律ができることになると、これはやはり国会が議決するのでありまして、この議員諸君が諮問機関に参加して出した意見と、国会がこれに対して決定する意見とが違ふことがあり得るわけです。そういう場合には国会議員が事前にこういうことに参加することは、一つの権威に関することである。できるだけ国権の最高機関は独立にこういう仕事に従事すべきである。すなわち政府を指揮し、鞭撻する任務を持つていて、思うのであるから、国会の中に北海道開発の特別委員会というものを設けることが望ましく、国会法によつて両院共通のものができるとか疑問でありまして、できるならば連合委員会にすればよろしい。そういうものが北海道開発庁長官以下を指揮して、そうしてその最高機関がきめたものを実行させるというふうな建前にして行くべきものであるかと思う。そういう点について政府当局としてどういう風にお考えになつておられるか、あらためて承つておきたいのであります。

○増田国務大臣 鈴木さんの御指摘の点は一応ごつともでございます。その点は政府も非常に考えたのであります。が、北海道につきましては、北海道を代表される国会議員において、北海道の総合開発について非常に御熱心であり、また御造詣も深いし、御経験も深い、また識見も高遠に持つていらつしやるという方があるものであります。その方々の中からわれわれが推薦するといふようなことはもとより、全衆議院議員、全参議院議員の中にもそういう方が非常に多いのであります。北海道の特殊性があるから、政府においては重点的に力を入れて開発せよといふ声もあります。この声を、やはり内地都府県並びに北海道を代表されて選ばれた審議会の委員がこの審議会において出していただく、そうして最もよい結論を得たい、こう考えている次第であります。しかしながら審議会は先ほども御説明申し上げた通り、あくまでも執行委員会ではございません。国会法第三十九條には、かりに執行委員会であつても、国会の議決があつた場合は国会議員が任命され得るということになつておりますが、しかしこれは諮問委員会でございますから、一応の意見を申し上げるということでありまして、あと国会においてそれらの政党その他の方針に従ひまして表決権を行うことは、数字に現れた上からはあるいはむりがあるかもしれませんが、別段さしつかえない。こういうふうに考えた結果、こういう法案を作成した次第であります。

○鈴木(義)委員 私の申す意味は、法的に違法である、さしつかえがあるといふのでなくして、新憲法及び新国会法の精神に合わない、こういう意味であります。さういふ委員にすると、これは、この委員の地位を特権的にする、あるいは利権屋の策動する対象になるというふうな弊害が伴ふことである。国会に堂々たる北海道開発委員会といふものをつくり出すならば、そういう弊害はなくして済むのではないかと。そして別に行政機関の中に学識経験者等をもつて組織されないものであります。国会はこれらと呼んでそれらの意見を聞いて決定すればよろしい。これは一つの意見として申し上げておきます。

○増田国務大臣 鈴木さんも御存じのこと、この開発法の内容として設定するべき北海道開発庁において行つた計画は、「国は」と書いてございまして、結局国が事業についての計画をするのであります。あくまでも都道府県の自治行政としての建設事業、土木事業あるいは農林事業といつたようなものを行つた趣旨ではないのであります。しかしながら北海道につきましては、先ほども申し上げました通り、行政機構としての特殊性を持つておる。しかも上の方の責任者、一団体の長である知事がやはり国の事務を委嘱を受けてやつておる、こういう点もまたあります。特にここに知事という名称、それから道会議長という名称をうたい込んだ次第でございまして、そういう関係から特に知事さんの意見も尊重したい、道会議長さんの意見も尊重したい、こういう趣旨でございまして、しかしながら審議会の意見はあくまでも知事それ自身、道会議長それ自身の担当事務ではない国の事務についての意見を申し入れる機会を與えた、と言つて語弊があるかもしれませんが、與えて尊重申し上げた次第であります。

○鈴木(義)委員 それ以上は議論になりますから略しておきます。それは形式論でありまして、結局北海道のことを議論するのであります。北海道知事なり道会議長というものはその立場をいわけるといふわけには行かぬと思つて、その点は御考慮を願ひたいと思つたのであります。

○鈴木(義)委員 次に田中角榮君。田中(角)委員 増田官房長官に簡単に二点だけ伺ひたいと思つた。北海道開発法を御提出になりました。いささつとその目的は十分承知できるものであります。現在建設委員会というたしましても国土総合開発法という基法的な問題に対して審議をいたして、おるのであります。その意味におきましてまず第一点に承りたいのは、この北海道開発法がうわさに上りました当時、本多国務大臣の談話として豊岐、対馬等特殊な地域に對しても、特別法を制定して開発に當りたいといふようなことが報道せられたのであります。が、こういう特殊な地域に對して特別立法をなさるといふお考えがあるのかどうかまづ伺ひます。

○増田国務大臣 田中さんの御質問は時務上の重大な御発言だと思つております。そこで北海道の開発庁をつくるにあたりまして、草案の草案の中に特定の事業を指定いたしました。その事業については北海道開発庁というものが專管してこれに當る。いわゆるテネシー・ヴァリ・オーソリテイのような考えを持つた時代もあつたのであります。しかしながら現在御承知のごとく各省、各庁において北海道の開発事業を行つておりますから、われわれはこの官庁の仕事まで北海道開発庁に担任させる時期ではない、こう考えまして一応取上げました。すなわち計画官庁にすぎないのであります。そこで今度は豊岐、対馬等を含む内地全体の――また北海道を含む意味であります。が、総合国土開発審議会というものを政府は予想して法案を提出せんとしております。あの法案によつて設けられました国土総合開発審議会が樹立すべき総合国土開発計画というものをなすべきつづきに樹立されることを政府は期待いたしております。それから時期的にはその次の段階に豊岐、対馬あるいは岩手県の一部あるいは奈良県、三重県、和歌山県の境の一部などを、特定の官庁を指定いたしました。もつ

ばらこれが開発を専管せしめるという必要がある場合には、そのときのことになる。すなわち時間的には総合国土開発計画が総合国土開発審議会によつて樹立、決定されまして、その次に壹岐、対馬なり、今申しましたような特定の地域についてはむしろ二つの役所が設けられまして、T・V・Aというような役所が設けられまして、その役所が開発事業を専管する必要がある。そういうことになれば、そのとき皆さんの御意見等をもちろ十分にお取入れたしまして、かかる官庁をつくるということも予想し得ることである。但し時間的にはまだ相当将来のことになりはせぬか、こう考えておる次第であります。

○田中(角)委員 第二点は、先ほどの内海君の質問の中にもありました北海道を除く本土全部にわたる国土開発法の制定であります。これは内閣が、近くと申し上げるよりも今議院中に提案を申したいというお話でございますが、建設委員会といたしまして、その御発言に対して大きな期待を持つものであります。過日建設委員会に御出席を煩わしまして、二回にわたり官房長官の意見を発表せられておるのであります。私たちも第五国会から引続きまして、国土総合開発法の制定の急務なることを知りまして、現在建設委員会に国土開発法制定に関する小委員会を設けておるのであります。しかしこの問題に対しては、仄聞するところ、各省間にまたがる複雑なる事務を統一する、要すれば、一つには建設行政の一元化、なお内閣が企図せられておりますところの官庁行政機構の一大再編成のときにあたりまして、この種

基準法が出されることは、すなわち法律の氾濫期とも申されつつある現在の状態において画期的なことであると思ひまして、これが法律案の提出に対しては建設委員会といたしまして十分な研究と審議を続けておるような状態でありまして。しかしこの法律案が先ほど申し上げましたように、各省にまたがつておる行政面を、一つの基準法によつて統一しようという目的を持つておりますだけに、各省間の意見もまた各個ばら／＼であることも予想せられるのであります。しかしこの法律案に對しましては、さきに設けられました内閣総理大臣諮問にかかるところの国土開発審議会の答申案をすてに出され、二箇月近い日がたつておるのであります。しかもなお各府県はこぞつて国土開発法の本案通過を切望しておる状態でありまして。この法律案の原案に對しましては、私が申し上げるまでもなく国土開発審議会の答申による案、また名称は多少違ひましたが、建設省企画課でつくつたところの地方計画法案というやうなもの、なお一箇月ばかり前に経済安定本部官房長のおつくりになつたと言われるところの経済安定本部案なるものが、三つ、四つ提出せられておるようであります。これらはもちろん現在の内閣の責任と力においてこれを調整し、しかも本立法の精神を十分生かす得るならば完成される法案として御提出になると思つております。しかもそれを期待し確信しておるのであります。いかにせん会期切迫の現在でありまして、再三官房長官にもお願いを申し上げた通り、これが内閣の提出が会期末になりまして、この種重要な法案の通過が不可

能であるということに至つたならば非常に大きな問題であるので、そのやうな場合、端的に申し上げますと、各省のセクショナリズムによつて阻害せらるるおそれの十分あるこの種法案に對しましては、委員会も協力して、場合によつては各議員提出法案として考へてまいりてはならないかということをお願ひして参つたのであります。現在先ほど申し上げましたように、建設委員会には国土開発法制定に関する小委員会をつくつておりました。政府の出方を待つておる次第であります。私もその当分の責任者として小委員長を命ぜられておりますので、私の責任としても、本国会中にはなるべくお出ししたいということだけで了す承るわけには参らぬのであります。これはまことにごむりなお願ひであるかも知れませんが、私としましては、もし政府が今月一ぱいぐらひに成果を得られ、しかも国会に仮提出でも何でもして、予備審査をできるやうな段階になるかどうか。これはもう時間的な問題でありまして、最後になつて時間的に技術的に間に合はなかつたというがごときことは本法に對しては言ひ得ない。こう考へておるのであります。各省間における折衝の状態、並びに官房長官の十分なる政治力には期待しておりますが、現在もうすでに閣議にも草案はかかつておるやうなことを仄聞しておりますのであります。その閣議の方向、それから提出を予定せられるところの原案の線——私たちが希望いたしておりますのは、増田官房長官が建設委員会に御出席になり、御説明をせられた線ですとまるところを希望しておるのであります。もしその線以外にまところ

ということであるならば、建設委員会としても当然他に立法手段を考へなければならぬ。しかもそれはもう時間的に、技術的に考へましても一日か二日、遅くとも今日一ぱいには大略の成案を得なければならぬ。もしそうでなければ本国会に對する両院通過はむずかしいと考へておるだけに、これが具体的なお考えを承れるならば官房長官の責任において御答弁を煩わしたいと思つております。

○増田官房長官 私も考へておる案は、内閣に総合国土開発審議会を、それからその審議会の中に事務局を設置いたしたいと思つております。その事務局をどこにするかということも非常に研究いたしまして、田中さんよく御存じの通り、約一年間にわたつて調査審議いたしました。内閣に閣議決定を基礎として置かれた総合国土開発審議会の答申がございまして。その答申は、内閣に審議会を置き、その審議会に審議会付属の事務局を置くという案でございまして。そうして各省、各庁においてそれ／＼の意見があることはまた御説の通りであります。私どもも不敏ながら各省、各庁の意見の調整をはかつております。近く調整がきく見込みであります。要するに総合国土開発でございまして、関係各省各庁にまたがつておりますので、これはやはり内閣なり総理府に置くべきものであると考へるのであります。田中さんよく御承知の通り、経済安定本部においては、従来あるいは五箇年計画なりその他総合国土開発計画を担当し、また鋭意勉強して常時よきレポートを出しております。しかしながら昨年の四月以来は総理府から離れまし

て、経済安定本部は総理府の直轄には屬さなくなつて、独立のものと相なつた次第であります。そこでなお審議会に關係大臣がそれ／＼オブザーヴァーとして出るということがあると思ひますが、そういう場合には、やはり内閣に置かれるということであるならば、もとより内閣に各大臣が来てもらうということは当然でありますから、出席もし、勉強もしてくれと思ひますが、各省と同じ立場に立つた安本ということになりまして、どうもその点がむずかしいはないか、私どもはセクト主義とか、あるいはなわ張りといった意味のことを離れて、條理になつた役所を設けたいというところで、鋭意検討いたしております。但し安本におきましては、従来建設局その他の部局がありまして、この方面の仕事をおい／＼勉強いたしております。これらのスタッフを有効に活用いたしたいと考へております。結論はおそらくこの月末までには出るのではないかと考へております。但し法案の提案は月末までとは約束をいたしたかぬすが、できるだけ早く提案いたしますから、その際は恐縮でございますが慎重に御審議をお願い、すみやかに可決あらんことを切にお願いいたします。

○田中(角)委員 増田官房長官の御説明をいたしまして、建設委員会といたしましては、非常に希望を持ち、喜んでおる次第でございます。しかし最後に非常に政治的な御答弁がありまして、私が私といたしましては月末までに内閣が御提案になつてくださるという御言明をいたさない場合は、お手並拜見で、いつまでお待ちしておるわけ

にも参らないのでありますから、もう内閣ではだめだから逆に建設委員会のお手並見ということでもつけようでありますから、月末までに御提出を願うようにお願いをいたしておきます。

○砂間委員 官房長官に二、三の点についてお尋ねいたします。先ほど官房長官は、北海道開発庁は計画官庁であつて、その実施は各省庁においてするといふお話でありましたが、計画を立案するといふだけであつて、特別に北海道開発庁という役所を設置しなくても、単に審議会だけでやつて行けるのではないかと。あるいは各省間の事務の調整とか推進とかいふようなことが問題になりますならば、委員会か何かで調整して行くといふこともできるのではないかと思ひますが、特にこの開行を設けなければならぬといふ積極的な理由を御説明願ひたいと思ひます。

○増田國務大臣 砂間君にお答えを申し上げます。私が計画官庁と申しましたのはその通りでありまして、第五條に北海道開発庁の職能が規定されておりますことは、あなたも今調整とか推進とか言われた通りでありまして、計画について調査立案をする、そしてこれに基づき事業の実施に関する事務の調整及び推進に當るといふのが、この開発庁長官の仕事なのであります。今これくらいならば審議会でつけようではないかといふお話もありましたが、審議会は内閣に設けられたとしたところで、勧告したり、答申したり、建議したりするだけの仕事でありまして、計画自身がそそ生きて来ませんが、この北海道開発庁において策定した計画は、もとより予算の範囲内ではござい

ますが、これを実施しなければならぬ、そういう義務を負うに至るのであります。よほど法律的な意味合いが違つていふと考へます。

○砂間委員 この北海道開発庁で調査、立案、決定した計画については、これを各省庁が実施して行く義務があると言ふと、少し強くなり過ぎるかも知れませんが、そういうふうなことになる。その御趣旨は第二條の第一項にもうたつてあるわけでありまして、そういたしますと、この計画、立案の内容といふものがきつめて重要性を持つて来ると思ふのであります。ところがこの計画、立案が具体的にどういふふうにつくられるかといふことにつきましては、この法律では全然わからない。それは将来北海道開発庁がつくつて行く場合に、審議会の意見を聞くといふことになるわけでありまして、とにかくその開発庁でどういふ計画をおつくりになるかは、私どもには何らわからないわけでありまして、そのおおよその範囲は、土地、水面、山林、鉱物、電力その他と一応あげてありますけれども、案そのものの内容はわからない。しかもそこで立てた案については、これを実施して行くといふことがある程度義務づけられるような関係になるといふことです。この法案は、この開発の具体的な計画については、いざ開行に白紙委任といふふうな形になるわけでありまして、この委任立法といふことは、先ほど深澤委員が申されたような意味ではなく、案そのものについて審議会なり開発庁の立案に一切ゆだねられるわけでありまして、こういうことは民主政治のあり方といたしましては、はなはだ好ましくない。いわば戦

争中の国家總動員法を縮小したような形でありまして、好ましくないと思ひます。この計画を実施するにつきましては、当然予算的措置といふものが伴つて来ることになるわけでありまして、そういう性質の計画をこの開発庁に一任して、どういふ計画を立てられるかともわからないといふことで、国会を無視したと言ふと変ですけれども、また国会から離れたといつても、予算の關係は将来国会に提案されるでありまして、よすが、とにかくその点について私ども一抹の疑念を持つものであります。その点についてひとつ御説明願ひます。

○増田國務大臣 砂間君にお答え申し上げます。御質問の点は、結局行政と立法の問題になると思ひます。行政を民主的にやる必要のあることはもとより御指摘の通りであります。行政は行政府にゆだねられてゐる、こう考へております。

それからたとえば龐大な計画を立てる、それが社会民衆に非常な影響のあるものを立てるのはけしからぬといふお話になると、行政府が行政をやるのはけしからぬといふ話になるので、少しおかしいのではないかと思ひます。われ／＼は反対しましたが、たとえば経済五箇年計画にいたしましたも、あの計画は政府の一部局が立て、また立つてつたものであります。しこうして砂間君も御指摘のごとく、この計画がかりにできまして、これは草案の草案のまた草案みたようなものであります。これが最後の決定になるときは、もとより各種の民主的な諸機關の審議を経由いたしますが、最後には

閣議決定になります。それがきまつて今度は予算を要するということになります。予算案は皆さんが議決されなければならぬ。その際にはひとつ北海道の計画書を見せろといふことになり、この計画書自身が国会の審議の対象になるのであります。決して非民主的でも、あるいはフアツシヨ的でもないといふことをこの際明言しておきます。

○砂間委員 この計画は国の事業として立てられる計画だと思ひます。しかしながら国の事業として立てる計画でありまして、北海道の地方民にとつては重大な利害關係を持つてゐる問題であります。というのは北海道の道民諸君のいろいろ希望とか、あるいは要望といつたふうなものも当然出て来ると思ひます。關係地方公共団体は一応内閣に対して意見を提出することができるといふことにはなつておりますが、先ほど鈴木委員からも御意見がありましたけれども、私はもつと積極的な道民の希望や要望が反映するような方法が講ぜられた方が好ましくはないかといふ考へを持つてあります。ところがこの審議会等の構成を見まして、これは開発庁の一諮問機關でありまして、そういう措置がきつめて薄いわけです。一応道議会の議長とか、道知事も委員に加つておりますけれども、北海道にとつてはきつめて密接な利害關係を持つ重要な計画でありますから、道民の輿論なり意見をもつと直接に反映できるような方法は講ぜられないものかといふ点について官房長官の御意見をお伺ひしたいと思ひます。

○増田國務大臣 砂間君の御指摘の点は、もとよりであります。そこで法第三條に、「關係地方公共団体は、開発計画に關し、内閣に対して意見を申し出ることが出来る。」とあります。これは立法としては、画期的と申すと少し言い過ぎかもしれないが、おもしろい法律である。つまり民衆の意見を多く取入れるといふことを法律の中に書いてあるもので、私は非常に特色のある法文ではないかと考へております。あなたの御質問通りのお答えがここにしております。

○砂間委員 北海道の後進性から未開発の部分が多過ぎる。これを大いに開発する必要があるといふことは私も認めるものであります。しかしながらその開発方法は、国がどういふふうな開発庁をつくつたり、それから予算その他で直接に事業をやらなくても、地方自治の精神にのつとつて、北海道自身でやるという方法は講ぜられないものか、もちろんその場合現在の北海道の力をもつては及ばないところがたくさんあると思ひますから、それを平衡交付金その他の方法でも十分援助してやるような方法を講じてやつて、北海道の開発計画自身は北海道で立てる。そして技術の面においても、あるいは財政の面においてもそれを國が積極的に援助をする。こういう方法が講ぜられないものかといふことにつきまして、官房長官の所見をお伺ひたい。

○増田國務大臣 それは私の貧しい経験から言へば反対であります。それから北海道は特に特殊性がありますから反対であります。内地につきましては、たとえば栃木県のごときは、龐大な開発計画書があります。そういうようなものが四十五加わつたものが総合

国土開発計画である。しかもその間、あるいは安本なり、あるいは開発審議会なりで、有機的に再検討をしなくちやなりません。そこでその事業をたとえば栃木県知事だけでやればよいかという、そうは思っておりません。栃木県における鬼怒川の水力資源の開発のごときは、国の資源庁がせわをしなければならぬと考えております。

○八百板委員 同僚議員によつて問題の点はそれぐ若干明らかにせられただけなので、お尋ねしたい点もなるだけ

省略いたしたいと思うのであります。が、北海道が生産性が低くて、これを高めれば日本の人口の収容力も出て来るといふ意味において、ここに総合開発の対象にせられたということにつきましては、私どもも大いにその目的とするところには賛成するのであります。が、さてこれを具体的に開発いたしますためには、やはり何と言つてもこれに伴う予算が考慮せられなければならぬといわけであります。先ほどの同僚の質問に対して、北海道に対しては、すでに多額の開発の費用を国費の中からさいておるのであるから、これを総合するといふ意味合において、こういうふうな特別法が必要なのであるといふ意味のお答えがあつたのであります。が、そこから伺つて参りますといふと、北海道に対する国費はすでに出されておるのであるが、総合性を欠いておるから北海道の開発が遅れているのである。これを單に事務的に総合すれば、それだけによつて北海道の開発が可能であるといふふうな一応の前提を頭に置いておられるようにも感ぜられるのであります。その点について官房長官はどういうふうに考えておら

れるか。従つて従来の国費の負担分を  
総合するというだけではだめだ、将来  
にわたつて一層の国家的支出、財政的  
支出を加えて行かなければならないと  
いう考えでありますならば、そのため  
にどういうふうな具体的な用意を頭に  
描いておられるか。たとえば何箇年か  
にわたつてどのくらいの国費を北海道  
に對して注ぐということが頭に描かれ  
て、こゝいう開発法が出されておるか  
という点を具体的ににお示しを願いた  
いと思つてあります。

○増田國務大臣　先ほどの鈴木君の御質問といい、また今の八百板君の御質問といい、社会党の諸君が北海道総合開発庁を設定するということで、この北海道開発法は非常によい法案である、と、双手をあげて御賛成くださったことについては、私は感謝にたえない次第であります。

そこでまず第一に先ほどの御答弁のときに申し上げましたように、すでに国費を毎年々々多額に投下している。その国費の執行の仕方が各省各庁おのりがじし、自分の省で最善と信ずるところを執行しているからいがないでもない。そこで調和と総合をはかるために、北海道の開発庁がまず必要であるということを上げましたが、終戦後の日本人は、四つの島にのみ生活することがわれ／＼の受けている制約であります。その四つのうちの一つの北海道は、わが国に残されたる偉大なる宝庫であるということは冒頭に私お答え申し上げました。そういう見地から、大きなスタンダード・ポイントから、北海道の開発をはかるべきものである。人によつては、北海道開発府とか、あるいは北海道の開拓府とかいうもの

を札幌に設けたり東京に設けたり<sup>し</sup>た方がいいじやないか、こういうようなことを言う方さえあるのであります。北海道開発庁が設けられますと、各省を批評しては悪いのでございますが、日本が海外に植民地を持つていた当時と同じような頭を持つていた方がないとも限らぬのであります。すなわち北海道は四十六都道府県あるそののであるとして、北海道において各種の事業を国が行えばいいのであるといったような考え方、まだそういう

慣性を脱しない方がないとも限りません。そういうことではわれ／＼のホープたる実は達成しがたいと私どもは考えております。北海道だけは違うのであります。われ／＼の北海道に期待するところは、内地諸府県の資源に期待するのとはまるつきり違うのである。北海道民の発展のために、内地諸府県

民の養護のためにも、まるつきり立場をかえて北海道の開発を考えなくちゃならぬ。こう考えまして、私背、終戦直後半年赴任いたしましたとき、北海道総合開発審議会というものを北海道内に設けまして、当時の金で年額二百万円ずつ、今日の金だとおそらく二十倍くらいになると思いますが、調査会へそれだけの金を投じて一生懸命開発計画を策定してもらった次第であります。私自身一つもタツチはいたしませんでしたが、朝野の学識経験者が、一生懸命つづられた案が、草案の草案でございするが、ここに北海道総合開発計画書、もし全部がございすればあとで御参考にご御配付申上げてもよいのでございますが、この答申が出たのが、たしか一昨年でございました。その当時といたしましては約十箇

年計画で五千億円の金を投下すれば、北海道民が非常に安穩なる生活を送る得るし、また内地諸府県民に裨益するところが多大であるというのが結論であります。これは今日の貨幣価値に直しますと数兆億円になると考えます。あるいは夢と申しますが、あるいは理想的と申しますか、相当の偉大なる計画をわれ／＼は樹立せんとし、また実施したいとお願いいたしております。○八百板委員　ただいまお答えを伺いますと、大分言葉長く御答弁いただき

ましてまことにありがたいのでありますが、どうも私のお尋ねいしましたかんじんの点については何ら触れられておらないのであります。さきに長官が北海道長官として赴任せられておりました当時、二百万円の費用を投じて審議会の計画を進められておつたといふお話をただいま伺つたのであります。

るが、先ほど申し上げたと伺います。そのことにつきましては、ほとんど金の用意はいたしておらない。ただ閣議決定として八百万円ほどの金が開案のためにあるから、これを使つて行きたいのであるというふうなお話を伺つたのでありますが、北海道だけで、今よりも物の値段の安い、貨幣価値の高い時代において二百万円を擁してやられて、それでも十分に行かなかつた仕事が、今日通貨価値の非常にかわつた状態のもとにおいて、しかも国家的規模において行われる仕事が、その四倍の八百万円の閣議決定の費用でまかなつて行けるというお考えは、どういうそぶりから出て来ているのであるか、そういうふうな点をはつきりひとつお聞かせを願いたいと思うのであります。なお先ほどお尋ねをいたしましたお答え

を何れなかつたのでありますが、こう  
いうふうな総合開発計画をいたします  
ためには、何年くらいかかつて、ど  
のくらいに国費を投ずれば第一條の目  
的とするところのものが一応達成せら  
れるということになるのか、そういろ  
見通しをひとつお聞かせを願いたいの  
であります。

○増田国務大臣　今のようない見通し  
は、私まだ貧弱な定見と知識しかござ  
いませんでございがたいのでありま  
す。この開発庁が設定されますれば、

その開発庁において審議策定して、何年くらいの見通しのもとにどれくらいの開発をする、十年ならどのくらい、二十年ならどのくらいというような計画が樹立されることを、われわれは期待いたしております。ただいま答弁せよとおつしやつても答弁能力が、非常な圧縮でございしますがございませぬ。

それから当時毎年二百万円を投下し、大審議会が各種の調査費用を使つた。しかるところ今回、八百万円は少な過ぎやになつた今日、八百万円は少な過ぎやせぬかというお話は非常に私は感激いたしました。できれば何千万円かを使いたいというところでございますが、財政の關係上八百万円というところに止まりました。ただし、国が開發計畫を立てることにしますと、国には御承知の通り安本を初め各省各庁にそれだけのスタッフがございますから、このスタッフを活用いたしまして、數千萬円といつたような調査費を上げたと同様に効率を發揮いたしました。こう考えております。

○八百板委員 私ども子供の時分に、

しまして、政府に属する各省庁をして  
これが執行に当らしめる。このように

行政官庁としての開発庁を考へて、  
 ような次第でありまして、その点まだ  
 一方総合国土開発関係だけは、そう早

急には計画がりつぱにできがたいので  
はないかということを予想しておりま

す。そのために、そういうことを考えているのであります。

それからもう一つ、内閣の中に総合国土開発審議会を設けるというゆえん

のものは、一面において、先づと安本の政府委員が答弁いたしました通り、安本においては、総合国土開発、経済五

箇年計画について、それ〴〵職責を担  
つて、せつかく準備、調査いたしてお

ります。また安本が経済統制という仕事を担当いたしておりますし、将来行

政機構改組というようなときにはどうなるか存じませんが、現在は存在いた

企画庁というようなものをつくるのも  
どうが、どう考えまして、当分の間諸

問委員會である總合国土開發審議會を  
内閣に設置する。そうしてりつぱな計

画もでき、将来コントロールというよ  
うなものがなくなつたときは、国家全

体の開発について、何か企画庁といつたようなものがある時代になりはしないか。

いかに、これは相当遠い将来でございませうが、そのときはそのときで、また考えなければならぬ、こう考えておられます。

す。当分の間は二本建で行きたい、という考え方であります。

○苦米地(義)委員　そうしますと、北海道開発庁は国務大臣がこれの長官に

なり、その片方の国土総合審議会の方  
はただ諮問機関、そういう場合には、

三  
總合国土計画といふものは北海道を合



めた全国の総合計画でなければならぬ。しかるに北海道の部分に限つては特殊な機構を置いて、大臣がこれをきめるといふ場合、その運営の方法はうまく行きますでしょうか。

○増田國務大臣 総合国土開発審議会は、追つてお示しいたしますが、内閣に付置いたします。そういたしますと、内閣総理大臣の監督に属する。このういふことになりまして、国務大臣が長官であるべき北海道開発庁との連絡は必ずうまく行く、こう考えております。

○富米地(義)委員 もし北海道の特殊性を考へて、北海道だけ開発庁をつくるというやうなことがあれば、各地方にもやはり同じ状態のものがある。たとえば東北地方、これは北海道とほとんどかわらない状況である。そうして、北海道よりむしろ開発の遅れているやうな所も相当広汎にあるのですから、もし特殊性を尊重するといふならば、北海道だけでなく、東北にもつくつていいのじやないかという考えを私は持つておりますが、そういう考えは、かつて持ったことはありませんか。

○増田國務大臣 富米地さんよく御承知の通り、昔東北振興の問題が非常に盛んに叫ばれたころは、東北六県といふのはほとんど同じ状況下にある。そこで東北の開発、振興には特殊な役所があるといふわけで、当時東北庁が設けられたのであります。これがだん／＼行政機構が簡素化するといふことで、東北振興事務局となり、さらにこれがなくなつて二つの会社をつくる。それが一方は電力会社であり、一方は現存する東北振興株式会社であり

ます。その電力会社は、日発、配電なりに吸収されてしまつて、とにかくあつた形になつて残つてゐるというの、富米地さん御指摘の通りで、東北が相当未開発の資源もあり、国が相当力を入れてこれが開発をはかつて、東北諸府県民の生活の安定、向上をはかる必要があるといふ趣旨から、現存しているあの東北振興株式会社というのがある。あれによつても、こゝういうアイデアがまだ相当ある、またその主張が理由があるといふことが証明される次第であります。今回は、総合国土

開発審議会というものによつて、東北なり、あるいは全国における開発の比較的できていないところの開発について力を入れようといふわけでありまして、そのときの具体的な計画ができまして、そのときはそのときのことで考えたい。今のところ北海道のやうに、何と申しますか、こじんまりまとまつておりました、しかも従来殖産はど／＼使つてゐるので、これを総合して調和ある使い方をするため、一つの役所をつくるというのと多少違ひまして、今回はそういうた役所のことは考えませんでした。将来は先ほども言及、対馬の御質問のときにお答え申し上げました通り、たとえば青森なら青森、岩手なら岩手にこの地域の一つの役所をつくつて、農林省なり、建設省なり、その他の省を離れて、もつぱら開発に当ることが計画の中に示唆されることになりすなうらば、われ／＼はもとよりそういう案を採扱いたしました、実施に移したい。そのときにはまた御議決を願ひたいと考えております。

○富米地(義)委員 大体御趣旨はわかりましたが、北海道の開発が重要であるやうに、東北地方もさらに重要だと思ひます。また日本のような狭い所でありまして、その区別をつけられないで、全面的な大きな総合計画を立てて、大いに力を注がれることがいいと思ひます。

そこで最後に伺ひたいことは、予算が少く一向仕事ができないやうな心細い話を聞くのですが、やりかけた以上はうんとやらなければいけないと思ふ。それでアメリカ側の最近の傾向を見ますと、未開発地帯の開発援助という大きな趣旨、これはアメリカの世界に対する大きな抱負であると思ひます。そういう意味からしますならば、日本に援助された見返り資金、これは長官は非常に遠慮されて、それに触れることを避けておられました。私は、私にそういうことではなしに、アメリカ側のあの思想は日本に通ずるのでありますから、やり出しましたら、こゝういう未開発地帯にはうんと力を入れてやつていただきたいといふことを私は希望いたしました。質問を終わります。

○瀬戸山委員 官房長官に簡単に伺ひたい。まず、北海道を開発するといふことは、多くの方が御存存ないと思ひます。私もさういふ考えでおります。でありますから、わかり切つたことは全部省きます。私はこの法律が簡単な法律でありますけれども、きわめて重要な意義を持つておると考えます。重要な意義があるといふのは、開発自体を言うのではありませんので、第二條と第五條の関係を先ほど官房長

官も御説明の中でちよつと触れられたのを私覚えておるのでありますが、第二條では、国が北海道総合開発計画を立てて、それを現在の行政機構に基いてやらせるんだ、そして第五條には「北海道開発庁は、開発計画について調査し、及び立案し、並びにこれに基づく事業の実施に関する事務の調整及び推進にあたる。これは現在の行政機構に対する非常な不満をこの法律が暗示いたしておると私は思ふ。先ほど官房長官も言われましたが、実はこれは実施庁にいたしたかつたのであるが、とかくのことこでこゝういふことになつた。この傾向は非常に私はいと思ひます。先ほど官房長官は四十六億も金を出しておるのであるが、一向その金の値打に合つた仕事ができておらないので、特に第五條のやうな北海道開発庁をつくつて、少くとも一本建にしてすべてのことをやりたいんだけれども、それができないから、事務の調整をやらせるとともに、国費の効率的な使い方をして開発をしたいと言われたが、こゝういふことにこの法律のねらいがあると思ひます。さういふふなことは何も北海道ばかりではありませんので、国全体に四十六億ばかりでない、それ以上の金を使つておるじやないかといふことは、今日大方の方が考へておられます。それと同時に今日行政機構の改革について審議されておるやうであります。とにかく国土開発をせよといふことは、一つの庁にまづめて強力に効率的にやるといふのが一番いいじやないかと思つております。首都建設その他のことを提案いたしたり、審議いたしておるのも、その第一段階のやうに思ひます。これは北海道ばかりではなくて、国全体についてこゝういふやうな行政機構はすみやかにつくる必要

があるじやないか。先ほど他の委員からも申されましたが、北海道を取上げて、ほかのところはどうなんだ。この空気は全部にあるじやないかと思ひます。それは先ほど官房長官がある言われましたが、国全体の開発は問題であると思ひますが、こゝういふ行政機構をつくるべきであるといふやうに考へております。これに対し官房長官はどういうやうに考へておりますか、その点ちよつと伺ひます。

○増田國務大臣 瀬戸山さんの御意見は重々もつともあります。そこで北海道については、企画庁ができた、また推進官庁ができた、しこつして内地全体について特定の事業についてはむしろ専管する一つの役所があつて、他の省庁の仕事はそこで執行したらどうかという御意見が一つ、それからもう一つは、内地全体についての計画を立てて、各省庁をしてこれを執行せしむるといつたぐらゐの総合開発計画が必要ではないか、この二点の御質問であるやうに思ひます。

第二点の方を先にお答えいたしますが、将来において統制の仕事がだんだんなくなりますと、現在安本で計画経済のことをやつており、建設のみならずあらゆることについての計画を立てておりますが、この計画関係だけを主管する役所がやはり必要ではないかと考へております。ただいまのところは屋上屋を架すとか、あるいは行政機構複雑化でおしかりを受けるかもしれませんが、不本意ながら内地全体の開発庁といふものはまだ考へないで、審議会にいたした次第でございます。将来はさういふことに必ずなる日が来る

と、私も予言申し上げ得るということ

をお答え申し上げます。

それから次に、特定の地域等を指定した場合に、その地域の特定の事業をあるいは農林省あるいは通産省の資源庁、あるいは建設省等と離れて、独立に内閣において何か役所を設けて、その役所がもつぱら執行に当る、そういうと調和のとれた総合的な事業が円滑にどしどし実行できやせぬかという御意見は、私は本質的には全然賛成でございます。将来国土開発計画ができて、この地域の未開発資源を開発するためには、ぜひとも一つの役所があつて専管しなければならぬという時代が来ましたならば、その時代ができるだけ早く来ることを期待し、その前提として総合国土開発計画ができるだけ早い機会にできることを期待いたしておる次第であります。

○瀬戸山委員 今のことはぜひ早く実現させていただきたいということを要望いたしておきます。

それから先ほどその裏づけについていろいろ御意見があつたのであります。もちろん法律だけをつくつてもあとで実効が上らなければ、これはただ一応喜ばせるだけのことであつて、そういうことでは相ならない。しかしながら官房長官は今日四十六億くらいこういう面に使つておる、これをもう少し予算を増加してやりたい、こういうお話であり、けつこうであります。ところが私どもは別な面から考えますと、今日日本全国の国道だけでも、まだ国道の資格がないのが大部分でありまして、それをこの間一応計算させてみると、まず国道の資格を得るようになり、規格通り七・五メートル以上にすると、それを舗装して、世界に平和国家、文化

国家というなら、まずそれからやらなければならぬということで、計算してみましたら、約二千億くらいかかります。それから御承知の通り、災害復旧が昭和二十五年に工事が残されておるのが一千八百億とか一千六百億とか計算されております。そういうものも今日ほつたらかされてある。もちろん北海道に重点を置いて、多額の経費を使つて早く開発して経済に寄與したい、こういう議論はできるのであります。が、また私どもそれを希望するのでありますけれども、そういうふうな財政の状況のもとに、決して官房長官の言われるような飛躍的な開発は私はできないと思う。それができるようにおつしやるから、何かいい話があるのではないか。先ほど苦米地さんもおつしやいましたが、何かそういうふうにできるような可能性があるのならば、あるようにお話を願うと、この法案に對してまた賛成のしやうもあるというわけでありすが、さつくらんにお願いいたします。

○増田國務大臣 これは開発法ができたら、すぐクレジットのこういうものがこういふふうに来る、あるいは見返り資金がこういふふうになるということ、申し上げかねる次第でございます。まして、これは国土全体について、先ほど苦米地さんの御質問のようなことは言い得ることあります。すなわち水力資源の開発等につきましては、相当額の見返り資金が投下されております。それ以上のことはちよつと具体的問題としては申し上げ得ない次第であります。

○鈴木委員長 内閣委員会、建設委員会連合審査会は、これにて終了いたしました。

ました。明日は午前十時より内閣委員会を開会いたし、質疑の後、討論採決いたしたいと存じますから、さよう御了承願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十一分散会

昭和二十五年四月二十日印刷

昭和二十五年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁